

研究活動の不正行為の防止等のための本学の取組みについて

日本保健医療大学（以下、本学という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づいて、学内規程の改訂を含めた学内の管理体制の整備を進めて参りました。

今般、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正（平成26年2月18日）され、新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）が設けられたことに伴い、その趣旨に沿って本学の『公的研究費運営・管理・取扱規程』を改正し、学内の責任体系を明確化いたしました。また、本学に設置しております学内外からの相談を受付ける窓口及び、告発等の窓口についてもご承知おき頂きたいと思っております。

新たな規程、責任体系の下、研究費の適正な管理を推進し、情報発信も含めた透明性の確保・向上を図って参ります。また、教員のみならず、学生、事務局職員等の研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、研究倫理に関する知識の定着、更新に努めて参ります。

平成28年10月31日

日本保健医療大学

学長 平良専純

1. 研究費の不正防止に関する学内の責任体系

(1) 最高管理責任者：学長

本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括管理する責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者：コンプライアンス委員会 委員長

統括管理責任者を補佐し、公的研究費の事務管理について、全学的な責任と権限を持つ。

(4) 倫理教育責任者：研究倫理委員会 委員長

研究倫理の向上を目的に広く研究活動に係る者を対象に、定期的な研究倫理教育を実施する。

(5) 不正防止計画推進部署：事務局 総務課

最高管理責任者の直属として、大学全体のとりまとめを行う。

(6) 内部監査部門：監査室

最高管理責任者の直轄的な組織として、多角的な観点から監査を実施する。

2. 相談窓口

日本保健医療大学 事務局 総務課

〒340-0113 埼玉県幸手市幸手1961-2

TEL：0480-40-4848

FAX：0480-40-4860

e-mail：soumu_soudan@jhsu.ac.jp

- ※ 研究費の運営及び管理に関する学内外からの相談を書面、電話、FAX、電子メール、面談等で受け付けております。
- ※ 研究費の不正使用に関する通報及び情報提供に関する事前・事後相談にも対応いたします。

3. 通報窓口

日本保健医療大学 事務局 総務課

〒340-0113 埼玉県幸手市幸手1961-2

TEL：0480-40-4848

FAX：0480-40-4860

e-mail：soumu_tuho@jhsu.ac.jp

- ※ 研究費の不正使用に関する学内外からの通報及び情報提供を書面、電話、FAX、電子メール、面談等で受け付けております。
- ※ 通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用します。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

<本件に関するお問い合わせ先>

日本保健医療大学 事務局 総務課

TEL：0480-40-4848 FAX：0480-40-4860

e-mail：soumu@jhsu.ac.jp

(注) 上記のメールアドレスは「@」を全角入力の「@」に置換しています。
ご連絡の際には、半角の「@」に置き換えてご入力をお願いいたします。